

# 発達障害者支援センター事業報告システム等賃貸借に係る 一般競争入札公告

山梨県総合県民支援局こころの発達総合支援センターが発注する発達障害者支援センター事業報告システム等賃貸借に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年7月1日

山梨県立こころの発達総合支援センター所長 後藤 裕介

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

ア 名称 発達障害者支援センター事業報告システム等賃貸借

イ 数量 一式

### (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

### (3) 借入期間

令和7年9月1日（月）から令和12年8月31日（土）まで（5年間）

### (4) 納入場所及び設置場所

〒400-0851 山梨県甲府市住吉2-1-17

山梨県立こころの発達総合支援センター

## 2 事務を担当する所属

山梨県立こころの発達総合支援センター

〒400-0851 山梨県甲府市住吉2-1-17

メールアドレス：kokoro-hattatsu@pref.yamanashi.lg.jp

## 3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たすものであること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

### (1) 参加資格要件

次のいずれにも該当しないものであること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
  - エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
  - オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者
  - カ この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
  - (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。
  - (4) 導入後においても迅速なメンテナンスを行えるものであること。
  - (5) 過去に官公庁等が発注する業務を請負、同等規模の導入実績があるものであること。

#### 4 一般競争入札の参加資格の審査

##### (1) 申請の時期

この公告の日から令和7年7月11日（金）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

##### (2) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

##### (3) 申請書の提出方法

次に掲げる場所に持参により提出すること。

〒400-0851 山梨県甲府市住吉2-1-17

山梨県立こころの発達総合支援センター

#### 5 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

4(3)に掲げる場所

##### (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年7月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、4(3)に掲げる場所において直接交付する。  
なおこの入札における説明会は行わない。

##### (3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年7月24日(木)午後1時30分

イ 場所 山梨県甲府市住吉2-1-17

山梨県立こころの発達総合支援センターカンファレンス室

(5) 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

ア 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

ウ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(6) 落札者の決定方法

山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 違約金の有無 有

(5) 前払金の有無 無

(6) 最低制限価格の有無 無

(7) 契約書作成の要否 有

(8) 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年山梨県条例第90号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

(9) その他

ア 落札者が契約締結までの間に、3に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

イ 詳細は入札説明書による。

ウ 問合せ先 山梨県総合県民支援局こころの発達総合支援センター

(電話055-288-1695)